~常時50人以上の労働者を使用する事業者の方へ~

安全管理者選任時研修開催のご案内

安全管理者は、労働者数50人以上を使用する一定の業種の事業場において選任を義務付けられています。 安全管理者の選任要件として、学歴・実務経験に加え、平成18年10月1日から「安全管理者選任時研修」 を修了していることが必要になりました。

安全管理者選任時研修の必要性

- 1. 労働安全衛生法第11条第1項で、「事業者は、事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する 者のうちから安全管理者を選任し、その者に安全に係る技術的事項を管理させなければならない」と 定められています。
- 2. 労働安全衛生規則第5条第1項(改正の概要)
 - ・平成18年10月1日から、安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修(危険性・有害性等の調査に 関する事項を含み9時間)を受けた者の中から選任しなければなりません。
 - ・平成18年10月1日において安全管理者として選任された経験が2年未満の方も、同日以降に安全 管理者として選任されるためには、上記の研修を受ける必要があります。
 - ・安全管理者選任報告の提出の際に当該修了証の写しを添付する必要があります。

安全管理者として選任予定の方 対象者

2025年 3月 12・13日(水・木) \exists 時

初 日9:10~16:40 2 日 目 9:10~12:40

会

名古屋市工業研究所 4階第2会議室

熱田区六番三丁目4番41号(地下鉄名港線「六番町」下車3番出口すぐ)

受講料 会員 17,800 円 非会員 19.800円 (テキスト・資料・消費税含)

申込方法 下記申込書を Fax 願います。

ホームページ『名古屋東労働基準協会』から WEB 申込みも可能です。

〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町 8-9

名古屋東労働基準協会 TELO52-882-3909 Fax 0 5 2 - 8 8 3 - 3 5 8 6

支払方法 講習開始10営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通 0656029 名古屋東労働基準協会 振込み手数料はご負担ください。

- ※ 3月3日(月)を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください。
- ※ 講習会は直前でも受付できる場合があります。まずはお電話にてお問合せください。

	安全	管 理	者選信	壬 時 研	修	申込	書		
会社名			住所	Ŧ					
(担当者所属・名前)			Tel				Fax		
			Mail						
受講者氏名(フリガナ)			受講者氏	名()	フリガナ	-)		
生年月日	年	月	日	生年月日			年	月	日